

資料 英米判例研究（九）

ネグリジェンスと経済的損失

—— プロフェッショナル・ネグリジェンスの側面 ——

早稲田大学英米判例研究会

（代表 矢頭敏也）

目次

はしがき

第一 純粹な経済的損失に対する注意義務が認められた事件

（ジュニア書籍会社事件）

一一五

第二 関連判例

一 注意義務の存否を決定する一般的基準を定立した事件

（ドナヒュー事件）

一三〇

二 いわゆる「水門論」が認められた事件（アルトラメアーズ事件）

一三九

ネグリジェンスと経済的損失

第三 解説

一 本判決の論理構造

一四一

二 評釈

一四三

三 本判決の影響と残された問題点

一四五

むすび

一四六

はしがき

この判例研究に参加した者は、早稲田大学大学院法学研究科に在学する左の諸君である。

青木亮子 石丸慶一 今井雅子 岩井 護

兼松由利子 久保田理子 坂本 孝 佐々木千津子

須賀 淳 鈴木秀彦 森川 功 山崎美也子

本稿は、それぞれが行なつた報告及び討議を素材とし、資料として役立たせることを目的として、各項目の末尾に記名した、青木、今井、須賀、森川の諸君がとりまとめたものに、主として、本件ジュニア書籍会社対ウィッチ会社事件判決を論評する法律雑誌のコメントに基づく解説を、今井さんが加え、最後に矢頭が全体に目を通して作成されたものである。

原告とは直接の契約関係にない被告の過失によって、原告が「純粹に経済的（もしくは財政的）な損失」(pure economic (or financial) loss)を被つた場合に、原告はネグリジェンスに基づく不法行為訴訟を提起し得るのか、というネグリジェンス法における基本的な問題に、一つの解答を与えたのが、ここで取り上げるジュニア書籍会社対ウィッチ会社事件（以下「ジュニア書籍会社事件」という）判決である。

ところで、右の問題に関する伝統的法理は、注意義務の存在を否定する。それは、一九三一年のニュー・ヨーク州上訴裁判所のアルトラメアーズ対トゥーシュ事件判決（後出一三九頁）及び一九七二年のイギリス控訴院のスパルタン鉄鋼合金会社対マーチン（請負）会社事件判決（Spartan Steel & Alloys Ltd. v. Martin & Co. (Contractors) Ltd. [1973] Q. B. 27）の中に見られる。すなわち、前者においては「カードッソ首席裁判官により、いわゆる「水門論」(floodgates argument)に基づいて、「不確定の種類の人々に対する、不確定の期間にわたる、不確定の量の責任」を負わせることになる、という理由から否定される。また、後者においては、同じ考え方に基づいて、人の生命、身体もしくは財産に対する有形的損害、またはそれらの損害につながる (link) 経済的損失は別として、それ以外の純粹な経済的損失については賠償請求はできないとされた。

一方、ジュニア書籍会社事件判決における多数意見は、右のような伝統的意見を全面的に否定することはなく、水門論が依然存在することは認めるが、しかし、結局のところ、この判決は、注意義務の発生に関して、後に述べられるように、アンズ対ロンドン・マートン市会事件判決において、ウィルバーフォース判事が述べた二つの基準（後出一一九頁）に従って、原告会社の請求を認容して、一定の状況の下においては、水門論は

否定されると判示した。すなわち、この事件における決定的要素であると考えられる、原告会社と被告会社との間の「極めて密接な近接関係」(extremely close proximity)が存在する場合には、有形的損害につながらない、純粹に経済的な損失に対しては注意義務は及ばない、とする伝統的基準は否定されるのであって、近接関係がそれほど密でない他の事件に与える影響を懸念して、十分な根拠を有する請求を排除することは明らかに誤りである、というのである。

ところで、ジュニア書籍会社事件判決が投げかけたもう一つの問題は、原告と契約関係にない被告は、製品が原告の生命、身体、財産に対して侵害を加えるような危険なものではなく、単に瑕疵がある、もしくは品質が劣るに過ぎない場合にも責任を負わされるのか、ということである。この判決以前においては、右のような危険がある製品については、ドナヒュー対ステイヴンソン事件判決(後出一三〇頁)が適用され、また、修理費のような、有形的損害につながる経済的損失に対しては、スパルタン鉄鋼合金会社対マーチン(請負)会社事件判決に基づいて、それぞれ被告に責任があるとされていた。そして、このことは、ジュニア書籍会社事件判決の多数意見、少数意見共に認めたのである。そこで問題は、単に製品に瑕疵がある、もしくは品質が劣るに過ぎない場合をどのように扱うか、という

ことである。この問題については、ジュニア書籍会社事件における貴族院の五裁判官の意見は分れて、ブランドン判事は、注意義務の存在を否定する少数意見を述べた。他方、多数意見を述べた四人の裁判官には、後に述べられるように、それぞれの意見の間に、多かれ少なかれ、何程かの差異が見られるが、基本的には注意義務の範囲を拡大して、その存在を認めたのである。しかしながら、この判決には、多数意見の裁判官の間に差異があり、また、製造者が生産物の質的欠陥について、末端消費者に対してどの程度の注意義務を負うのか、あるいは免責条項がどの範囲で援用され得るのか、といった未解決の問題が残されている。しかし、それにもかかわらず、この判決自体は、ネグリジェンス法の中に統一的な法原理を見い出そうと試みて、より新しい法理を作り出したものであり、また、ネグリジェンス法の発展途上の一里塚であると評価されている。

そこで、本稿では、先ず、右のような評価を受けているジュニア書籍会社事件を取り上げて、その事件と判決の概要を述べる。次に、この判決に関連する判例の中から、注意義務の存否を決定する一般的基準を定立した判例として、ネグリジェンス法において重要な役割を果たしているドナヒュー対ステイヴンソン事件を選んでやや詳しく述べ、さらに、いわゆる「水門論」が主張されたアルトラメアーズ対トゥーシユ事件について必要

な範囲の紹介をするにとどめた。なお、これら二判例の外に、関連する判例のうち、*Ann v. Merton London Borough Council* [1978] A. C. 728 (「比較法学」第一五卷第一号六九頁以下)、『*Batty v. Metropolitan Property Realisations Ltd.* [1978] Q. B. 554 (「比較法学」同四十七頁以下)、『*Dorset Yacht Co. Ltd. v. Home Office* [1970] A. C. 1004 (「比較法学」同八二頁以下)、『*Dutton v. Bognor Regis Urban District Council* [1972] 1 Q. B. 373 (「比較法学」同八三頁以下) 及び *Hedley Byrne & Co. Ltd. v. Heller & Partners Ltd.* [1964] A. C. 465 (「比較法学」第一八卷第一号一〇三頁以下) については、それぞれカッホ内註記の「比較法学」を参照して頂きたい。最後に、全体を一応まとめる意味で、若干の解説を加えることにする。

(矢頭敏也)

第一 純粹な經濟的損失に対する注意義務が認められた事件

Junior Books Ltd. v. Veitchi Co. Ltd.

第一審 スコットランド民事高等法院 (The Outer House, Court of Session) 一九七九年十一月二十二日中間判決 (原告勝訴)。

上訴審 スコットランド民事控訴院第二部 (Second Division, The Inner House, Court of Session) 一九八〇年九月一日判決 (上訴人〔被告〕の異議申立却下)。1982 S. L. T. 333.

最終上訴審 貴族院 一九八二年七月十五日判決 (上訴棄却)。[1983] A. C. 520; [1982] 3 A. L. L. R. 201; [1982] 3 W. L. R. 477, H. L. (Sc.).

一 事実関係

(1) 原告ジュニア書籍会社は、訴外建設会社 (元請会社) に依頼して、一九六九年から一九七〇年の間に工場を建設した。被告ヴィッチ会社は、右の元請会社から下請会社として指名されて、当該工場製造部の床のコンクリート基礎の上に、マグ

ネシウムとオキシ塩化物の混合物から成る床を張った。元請会社は、被告会社を下請人として指名する際に、床張専門会社であり、床工事は完全に行なわれるものと信頼していた。

契約関係は、原告会社と建設会社、建設会社と被告会社との間にはあったが、原告会社と被告会社との間にはなかった。

一九七二年から、工事の手抜きか、もしくは悪い材料のために、当該床にひび割れが起り、次第に製造部門の床全体に拡がって行った。そして床の大部分が基礎のコンクリートから浮き上がってしまった。

原告会社は、修繕をして保持するよりは安価であるとして、張り替えの必要性を主張した。そして、被告会社を相手どって、被告会社の過失 (注意義務違反) の結果、次のような損害及び損失、すなわち、①床の張り替えの費用、②張り替え工事中の本の貯蔵費、③機械の移動費、④一時的な営業の休止に伴う得べかりし利益の喪失、⑤労働ができない従業員に支払う賃金⑥固定的間接費、⑦張り替えの調査費、についての損害賠償金を請求する訴を提起した。

ちなみに、これらのうち、①と⑦は「有形的損失」(physical loss)であり、②から⑥までは「経済的もしくは財政的損失」(economic or financial loss)であると考えられた。

(2) 貴族院に至るまでの経過

一九七九年十一月二十二日のスコットランドにおける第一審、民事高等法院(The Outer House, Court of Session)の間判決では、被告側の主張が退けられた。

これに対し、被告側は上訴したが、一九八〇年九月一日、スコットランドの民事控訴院第二部(Second Division, The Inner House, Court of Session)は、被告側の異議申立を却下して、第一審判決を認容した。

これに対し、被告側は更に上訴し、本件は貴族院に持ち込まれた。

二 当事者の主張

(1) 原告側の主張

被告会社は、合理的に有能な床張り専門の下請会社として、身体もしくは財産にとって危険であるか否かにかかわらず、いかなる瑕疵もないように、合理的な注意を払って床の原料を混合し、床張りを行なう義務を負っていた。また、被告会社が、損害を与えないように合理的注意を払うべき財産には、床自体が含まれる。被告会社はその注意義務に違反し、床にひび割れが起こった。その結果、原告会社は事実関係の中で述べられた損害や損失を被った。

(2) 被告側の主張

被告会社は、当事者の近接関係から生ずる何らかの注意義務が存在することは認める。しかし、その義務は、床張りに合理的な注意を払い、その床が身体もしくは床自体を除く財産にとって危険物でないようにする義務に制限される。

原告側の訴答には、不法行為を理由として被告会社を相手டுத்து訴を提起するのに関連した主張がなく、従って、訴は関連性がないとして却下されるべきである。

三 争点および判決

被告会社は、原告会社に対して何らかの注意義務が存在することは認めているので、争点は、その認められた注意義務の範囲に関連する。すなわち、その注意義務は、床張りに瑕疵のないように注意することに加えて、床の瑕疵の結果として生ずる経済的もしくは財政的損失をも与えないように注意する義務をも含むものであるか。

争点につき、積極的判断。(多数意見——フレイザー判事(Lord Fraser of Tullybelton)・ラッセル判事(Lord Russell of Kilowen)・キース判事(Lord Keith of Kinkell)・ロスキル判事(Lord Roskill)。反対意見——ブランドン判事(Lord Brandon of Oakbrook)。(以上 青木亮子)

四 判決の要旨

判決は、右に列挙した順序で、各裁判官によって述べられているが、多数意見を代表しているのはロスキル判事であると思われるので、便宜上、最初に同判事の判決の要旨を述べる。次に、ロスキル判事の意見に賛成するフレイザー判事及びラッセル判事の判決を簡単に紹介した後、結論的にはロスキル判事の意見に賛成しながらも、ニュアンスの違った補足意見を述べているキース判事の判決の要旨を紹介する。最後に少数意見を述べたブランドン判事の意見について述べることにする。

(1) ロスキル判事

本件においては、免責条項が存在したかどうか、もしあったとして、それが上訴人（以下「被告会社」とする）のために作用するかどうか、は本院には知らされていない。また、被上訴人（以下「原告会社」とする）が、なぜ契約を理由として訴外元請会社を訴えずに、不法行為を理由として被告会社を訴えることにしたのか、そして、なぜ元請会社が本訴訟に当事者として参加していないのかも知らされていない。したがって、ありのままの法律問題そのものが、訴答で述べられた事実が真実であるとの前提に立って決定を下されなければならない。

原告会社の訴答には、①床が危険な状態にあったこと、②生

ネグリジェンスと経済的損失

命、身体、財産に危険を生ぜしめる状態にあったこと、③そのような危険を避けるため緊急に修繕が必要であったこと、あるいは、④床の張り替えに付随するもの以外に、経済的もしくは財政的損失が生じたか、もしくは生じるであろうことはいずれも明らかに含まれていないと思われる。

原告会社の申立の主旨は、床自体の改善のための張替費用に加えて、その結果として生ずる経済的損失についても賠償請求をしていることである。

被告会社側は、強く次のことを主張している。本件におけるような状況において、被告会社が原告会社に対して責任を負うと判示するなら、ドナヒュー対ステイヴンソン事件判決（後出一三〇頁）で初めて宣明された法原理が、以来半世紀の間に拡大適用されてきた製造者や他の者の注意義務を、これまでに裁判所がこれらの法原理を拡大してきた範囲をはるかに越えて拡大することになる。よく知られた「水門」論（“FloodGates” argument）が再度重要な役割を演じる（後出一三九頁、アルトラメアーズ会社対トゥーシュー事件判決参照）。前世紀のうちにネグリジェンスという不法行為が、初めて、いわばそれ自体で、生成して以来、折りに触れ政策的考慮がネグリジェンスという不法行為においてその役割を果すことが容認されてきたことは否定できないにしても、今日、その範囲を最良に決定でき

るのは政策に関する考慮ではなく、法原理の考慮の方であるように思う。水門論は極めてよく知られている。これは依然として時にはその正当な位置を占めることはあるが、しかしその法原理の方が、法はある特定の道筋に沿って発展していくべきであるということを示唆し、その特定の道筋をとることが、救済方法がこれまで与えられなかったところにその救済方法を与えるものであるならば、法がそれ以降かかる救済方法を与えることが正当である場合に、この特定の発展の結果として、少数でなく多数の者に利用しうるようになるというただそれだけの理由で、かかる救済方法が否定されるべきだとすることの理由は全くないと思う。

ドナヒュー対ステイヴンソン事件判決（後出一三〇頁）は、そこで宣明された注意義務の基礎としての、アトキン判事（Lord Atkin）が用いた意味における、近接性（proximity）の主張によって、スコットランドの不法行為法及びイギリスのネグリジェンス法に大きな発展を印したことは疑いのないところである。しかし、そのときに宣明された法理は、当初、判例によって比較的狭い範囲に限定されていた。初めのうちは、ドナヒュー対ステイヴンソン事件判決（後出一三〇頁）における「消費者の生命あるいは財産に対する侵害」というアトキン判事の言葉使用のために、注意義務は、注意義務を負っている

者の相手方の身体あるいは財産への有形的侵害あるいは有形的損害を避けることを越えて拡大することはないと考えられていたことは明らかであるが、かかる限定ははるか以前から消滅している。

この法のその後の発展を論ずるに当たっては、モリスン汽船会社対グレイストーク・キャッスル（荷主）事件判決（Morrison Steamship Co. Ltd. v. Greyhound Castle (Cargo Owners) [1947] A. C. 265）が見過されることがあるが、同判決では、経済的損失の回復が認められた。この判決は実にドナヒュー対ステイヴンソン事件判決（後出一三〇頁）で宣明された法理の限定的な適用から隔っている。

それより十五年後の、ヘドリー・バイン会社対ヘラー銀行事件判決（Hedley Byrne & Co. Ltd. v. Heller & Partners Ltd. [1964] A. C. 465. 「比較法字」第一八巻第一号一〇三頁以下参照）では、疑いもなく、貴族院は関連ある注意義務が存在する場合に、有形的損害を伴わずして被った経済的損失を回復しうることを、及び当該の不注意な助言を与えられた当事者が、助言を与えた者の「判断」（judgment）や「技量」（skill）に信頼していた場合に義務が存在する、と判示した。

この判決でデヴリン判事（Lord Devlin）はこう述べていた。「契約に等値される関係が存在する場合に、注意義務は、

務が存在するとの命題に納得できる。……私はこの命題を近接性という一般概念の一適用とみる。将来は、あらゆる契約の觀念から全く独立した、新しくそしてより広い命題が必要となる事件が生じるであらう。……そのような場合には、近接性という一般概念に立ち戻り、ドナヒュー対ステイヴンソン事件判決（後出一三〇頁）で行なわれたように、当該事件に適合する明確な命題を展開させることが出来るかどうかを考察してみる必要がある。」（判例集五三〇頁）。

この法の發展こそがドーセット・ヨット会社対内務省事件判決（Dorset Yacht Co. Ltd. v. Home Office [1970] A. C. 1004. 「比較法学」第一五卷第一号八一頁以下参照）においてリード判事（Lord Reid）に次のように言わしめたのである。

「……ドナヒュー対ステイヴンソン事件判決は里程碑とされうるのであり、アトキン判事の有名な一節は法原理を述べたものとみなされるべきであると考える。この一節は、あたかも制定法上の定義であるかのように取り扱ってはいけない。新しい状況においては修正が必要とされるのである。しかし、この法原理はこれを排除する何らかの正当化事由もしくは妥当な説明がない限り、適用されるべきであると言うことができるし、またそう言うべき時が来たように思う。」（判例集一、〇二六頁）。

ネグリジェンスと経済的損失

同様に、アンズ対ロンドン・メートン市会事件判決（Anns v. Merton London Borough Council [1978] A. C. 728. 「比較法学」第一五卷第一号六九頁以下参照。）においてウィルバーフォース判事（Lord Wilberforce）は次のように述べている。

「今や、注意義務が特定の状況において生じることを確認するためには、その状況の諸事実を、注意義務が存在すると判示された、以前の状況の事実の範囲内にあてはめることは必要でないという段階にまで達している。むしろ、問題は二つの段階でアプローチされなければならない。第一に、当該不法行為者と損害を被った者との間に、前者の合理的な予期からして、自身の側の不注意が後者に対する損害を生ぜしめやすいような十分な近接性あるいは隣人関係が存在するかどうかを問うてみなければならない。——これが存する場合、一応の注意義務が生じる。第二に、注意義務が存在するとされたならば、義務の範囲、または、義務の対象となりうる者の種類もしくは義務の違反が生ぜしめると考えられる損害を否定、縮限あるいは限定すべき何らかの考慮事由が存在するかどうかを考察する必要がある。」（判例集七五一頁）。

注意義務が存在するもしくは存在しないと判示された、以前の異った状況と当該の特定の状況が似ているかどうかを問うより、むしろリード判事及びウィルバーフォース判事の双方によ

り要請されたところにしたがって、右の一般的法原理の叙述を適用しつつ、他の者が身体あるいは財産に対する損失あるいは損害を被る危険にさらされるような床張り工事をしないようにする注意義務を、これらの者に対して本件被告会社が負っていたことが認められるならば、次になぜ、本件で問題となっている注意義務が、これらの注意義務とは同様に負われるべきでないとすることの理由を求めることにする。すなわち、本件被告会社は、原告会社と直接の契約関係にはなかったが、指名された下請人として、床張り工事が不注意に行なわれたことが明らかとなった場合に、床の修繕のために負担させる可能性のある財政的損失に原告会社をさらさないようにすべき、契約関係に近い関係とみなすことが出来る程に緊密な商業上の関係にあったのに、なぜ、同様に注意義務を負わされるべきでないのであろうか。床張り工事が非常に劣悪に行なわれたため、切迫した危険を避けようとして、その張り替えに原告会社が金銭を費消した場合に、原告会社がその費用を回復できることは認められている。被告会社の工事が非常に劣悪なため切迫した危険を避けようとして支出をした場合には、原告会社はその費用を回復できるのに、工事がそれほど劣悪でなかったため修繕工事が延期されていた場合には、回復できないというのは、奇異なことのように思える。しかし、これが、見たところ、被告会社の主

張の結果である。

「ロスキル判事は、その方向を明確に指し示している判決はないが、種々様々の判決がどの程度まで行っているのかを調べることは役に立つと思う」と述べて、次の諸判例を紹介しているはじめに、イギリスの判例として、アンズ対ロンドン・マートン市会事件判決（「比較法学」第一五巻第一号六九頁以下参照）において、貴族院が是認した、ダットン対ボグナー・リージス都市地区会事件判決（Dutton v. Bognor Regis Urban District Council [1972] 1 Q. B. 373. 「比較法学」第一五巻第一号八三頁以下参照）、及び、バットー対首都住宅開発会社事件判決（Batty v. Metropolitan Property Realisations Ltd. [1968] Q. B. 554. 「比較法学」第一五巻第一号七七頁以下参照）を引用して、ダットン事件、アンズ事件及びバットー事件の三判決は、ここで問題とする点について、法が近年どの程度発展したかを証明しているようである、と述べている。次に、ロスキル判事は、コモンウェルス諸国の判決三つを引用する。第一に、リウトウ船舶会社対ワシントン鉄工場事件（Rivtow Marine Ltd. v. Washington Iron Works (1973) 40 D. L. R. (3d) 530）におけるカナダ最高裁判所の判決、第二に、カルテックス石油（オーストラリア）会社対浚渫船ウィレムスタッド号事件（Caltex Oil (Australia) Pty. Ltd. v. The Dredge

Willemsstad (1976) 136 C. L. R. 529) におけるオーストラリア連邦最高裁判所の判決、及び第三に、パウエン対パラマウント建設（ハミルトン）会社事件（Bowen v. Paramount Builders (Hamilton) Ltd. [1977] 1 N. Z. L. R. 394）におけるニュージラランド最高裁判所の判決を紹介する。」

本件において決定を下すべき問題は、この問題に関連するスコットランド法及びイギリス法が、今日、注意義務を、不注意な工事によって加えられた侵害を防止する義務を越えて、工事そのものに内在するそのような不注意を避ける義務へと拡大しているかどうかである。もし貴族院が、法をそのように拡大するならば、ドナヒュー対ステイブンソン事件（後出一三〇頁）における原告の立場にある者は、身体に対する侵害に加えて、さらに瑕疵のあるジンジャー・ビールの減少した価値についても回復することになると被告会社のために主張された。そして、その種の救済方法はすべて、契約上のものであるべきで不法行為上のものではないと主張された。

私はこの主張の中に、ドナヒュー対ステイブンソン事件判決（後出一三〇頁）が下される以前の比肩されうる問題に対する、以前の司法のアプローチの反映を看取できるように思う。このアプローチは、原理的には適切な救済方法は、契約外ではなく、契約内にあるべきであるとの結論に到達するのが常で

あった。しかしこのアプローチ及びこれに付随した哲学は一九三二年に終り、私としてはおよそ五十年後の本件においてそれを再浮上させることには気乗りがしない。思うに、今日における適切な処理方法は、適切な救済方法が契約にあるべきなのかそれとも不法行為にあるべきなのかを問うことにあるのではないし、特定の事件が線の一方にあるのか他方にあるのかといういくらか気まぐれな司法的決定にあるのではないし、あるいは有形的損失と経済的もしくは財政的損失の両者が、同時に生じた場合とそうでない場合の、いくらか人為的な区別にあるわけでもない。——実質的には、有形的損害を含むすべての損害は、損害賠償金の付与によって補償されるから、ある意味においてすべての損害は財政的もしくは経済的な性質をもつことが往々にして見落とされていく。——適切な処理方法はまず第一に関連する法原理を確立し、それから、特定の事件がこれらの原理の適用範囲内に入るかどうかを決定することによってなされる。このように述べることは、ドーセット・ヨット会社対内務省事件判決（前出「比較法学」第一五巻第一号八一頁以下参照。）におけるリード判事や、アンズ対ロンドン・マートン市会事件判決（前出「比較法学」第一五巻第一号六九頁以下参照。）におけるウィルバーフォース判事の述べたことを再述しているにすぎない。ウィルバーフォース判事は、満たすべき二つの基準

を宣明している。第一は、「充分な近接関係」であり、第二は、義務の範囲、義務の対象となりうる者の種類、もしくは義務違反が生ぜしめうる損害を否定、縮限、もしくは限定する何らかの考慮事由である。このふたつの原理を適用してこそ、ネグリジェンスにおける責任の範囲を支配することが可能である。最近五十年間におけるこの分野の法の発展の歴史は、水門論によって喚起された恐れには根拠がなかったことを示している。

第一の基準については、次の諸事実が肯定的回答を要求する。

①被告会社は指名された下請会社であった。②被告会社は床張工事の専門家であった。③被告会社は、原告会社及び元請会社がどのような仕上りを要求していたかを知っていたし、また、そのような仕上りを専門としていた。④被告会社だけが床の構造及び敷設に責任を負っていた。⑤原告会社は、被告会社の技量や経験に信頼していた。⑥指名された下請人としての被告会社は、原告会社がその技量や経験に信頼していたことを知っていたに相違なかった。⑦両当事者間の関係は、いわば現実の契約関係が存在するがごとくに緊密であった。⑧被告会社は、自身が工事を（前提とされているように）不注意に行なうなら、結果として生じる欠陥が、近いうちに、原告会社に修繕を余儀なくさせ、修繕措置のため金銭を支出させ、結果として原告会社が財政的もしくは経済的損失を被ることになるのを知ってい

たものとされるべきである。

再び、ヘドリー・バーン会社対ヘラー銀行事件判決（前出「比較法学」第一八巻第一号一〇三頁以下参照。）におけるデヴリン判事の判決に立ち帰るなら、被告会社が原告会社に対して負う関連する注意義務を生ぜしめるすべての条件が存在しているように思われる。

そこで次にウィルバーフォース判事の第二の基準に移る。私が今述べた事実に鑑みるなら、私が述べた意味での近接性から生じる注意義務に制限を加えるものは何もないように思われる。本件において示唆されている唯一の理由は、これまで法はそのような損失の回復を認めてこなかった、したがって将来においてもそうすべきでないということである。これをもって充分な理由たりうるとする人々には申し訳ないが、私はそうは思わない。私は、これはこの法分野の発展への次の論理的一歩であるように思う。弁論において「金銭上の損害」(“damage to pocket”)と呼ばれてきたものが、有形的損害に伴うときには、これまで常にその回復が容認されてきたのに、「金銭上の損害」だけのときには容認されなかったのはどうしてかわからない。これが発展であるとして、この発展が不都合な結果に連なるとは思えない。近接性という概念は、常に少なくとも、ほとんどの場合に何らかの程度の信頼性を含んでいる。

私の結論が正しいものであるなら、諸先例のうちいくつかはもはや有効な法とはみなされず、他のいくつかは今後新たな視点から見直されることになるであらう。たとえば、スパルタン鉄鋼合金会社対マーティン（請負）会社事件判決（Spartan Steel & Alloys Ltd. v. Martin & Co. (Contractors) Ltd. [1973] Q. B. 27）における控訴院の多数意見が正しいのかどうか、あるいはそこで反対意見を述べたエドマンド・デイヴィス判事（Edmund-Davies L. J.）の推論が採られるべきであるかどうか、などについてである。

以上のすべての理由から、私は本上訴を棄却する。

（以上 須賀 淳）

（2）フレイザー判事

ロスキル判事の意見に同意するが、二つの重要な問題について意見を付け加えておくこととする。

第一の問題は、英国および他の諸国の裁判官たちによって繰り返し述べられてきていることであるが、不法行為責任の領域に課せられた厳格な制約を緩和することは、アルトラメアーズ会社対トッキッシュ事件判決（Ultramares Corporation v. Touche (1931) 174 N. E. 441）（後出二三九頁）におけるカードッソン首席裁判官（Cardozo C. J.）の言葉によれば、「不確定の人々に対する不確定の期間にわたる不確定の量の責任」（at p. 444）

ネグリジェンスと経済的損失

を導入することになる、という懸念である。これは、いわゆる「水門」論（floodgates argument）であるが、特に、本件のような事件において、単にどこかに境界線を引かなければならないという理由で、専断的かつ非論理的な境界線を引かせ、充分な根拠のある訴を妨げるものであるならば、魅力のないものであるように思われる。

本件における被告会社と原告会社との間の近接（proximity）関係は非常に密なものであり、直接の契約関係にほんの少し足りないものでしかない。原告会社が被った侵害は、被告会社の過失の直接的かつ予見可能な結果であった。原告会社あるいはその建築元請会社は、被告会社を専門の下請会社として指名しており、したがって、その技量および知識に信頼したはずである。近接関係が充分でない他の事件に与える影響を懸念して、充分な根拠を有する請求を排除することは明らかに誤りである。他のそのような事件が発生した場合には、それらは個々の事実に従って適切な法原理を適用することによって判決が下されなければならない。本件は、本質的には、既にこの種の請求に対して認められている範囲内のものであり、したがって、本上訴にそれ自体の諸事実に基づき判決を下すならば、特に両当事者間の非常に密な近接関係に依拠することができる。

第二の問題は、被告会社が原告会社に対して負っていた義務

の標準を確かめることが容易にできないという困難な問題である。危険な製品を製造しないように注意を払うという製造業者の義務は、本質的には、その標準を確かめることが簡単である。当該義務は、製造業者がその「隣人」であるすべての者に対して負っている義務であり、そして、一般的な法によって課せられ、また、契約上の義務に加えられる義務である。さらに当該義務は、契約上の義務と矛盾するとしても免除され得ない。しかし、「瑕疵ある」物品を製造しないという義務は、その標準が容易には確かめられない。なぜならばその標準は、主として契約に言及することによって判断されなければならないからである。例えば、建築業者と買主との間の契約に基づきビルが建設される場合には、当該ビルあるいはその一部が買主の身体あるいは他の財産にとって危険ではなく、また、不実表示についても法的に何ら問題がないならば、建築業者は、買主が望む物品の品質について買主と自由に契約上の取り決めができるはずである。また、その製品が、いかに安普請のものであっても、契約上の標準を満たすものであれば、買主は建築業者に損害賠償請求ができないのである。

しかし、本件においては、原告会社は、被告会社と契約関係になかったとはいえ、充分な近接関係にあったので、被告会社の契約上の諸義務について完全に知っており、したがって、こ

の困難な第二の問題は生じていない。

ロスキル判事によって述べられた諸理由および右の付加的理由によって、上訴を棄却する。

(3) ラッセル判事

フレイザー判事およびロスキル判事の意見に同意し、上訴を棄却する。ブランドン判事の見解(反対意見)は、不法行為に関連する諸法原理を不必要に制限し、本件のような直接的な近接性を有する事件を排除してしまうものである。

(4) キース判事

原告会社の訴答で注目すべき点は、瑕疵ある床が、その床自体は別として、身体あるいは財産に対して有形的損害を与える危険、あるいは、営業を休止させることによって経済的損失を与える危険を、生ぜしめたか、さもなければ、生ぜしめそうである、という主張を含んでいないことである。申し立てられている重大な金銭的損失は、床の張り替えの必要性から生ずるところのもののだけである。懸念されるそのような危険についての主張が為されていたならば、その主張は明らかに関連性を有するものであったであろう。被告会社と原告会社との間に、ドナヒュー対スティーンソン事件判決 (Donoghue v. Stevenson [1932] A.C. 562) (後出二三〇頁) の良く知られた法原理の適用範囲内にあるところの、前者が後者に対して負う注意義務

を発生させる近接関係があったことには疑いがない。同判決において定立された義務は、身体あるいは財産に対して有形的侵害を加えることが合理的に予見され得た行為もしくは不行為を避ける義務にまで及ぶものであった。しかし当該義務の範囲は、ヘドリー・バーン会社対ヘラー銀行事件判決 (Hedley Byrne & Co. Ltd. v. Heller & Partners Ltd. [1964] A. C. 465) (「比較法学」第一八巻第一号一〇三頁以下参照。) が示すように、近接と呼ぶに充分な程度の関係にある者が、純粋に経済的な損失 (pure economic loss) を被りそうであることが予見される状況を含むまでに至っている。同判決は、身体あるいは財産に対する有形的侵害の合理的な予見が、注意義務の存在にとつての必須条件ではないことを確立した。また、アンズ対ロンドン・マートン市会事件判決 (Anns v. Merton London Borough Council [1978] A. C. 728) (「比較法学」第一五巻第一号六九頁以下参照。) におけるウィルバーフォース判事 (Lord Wilberforce) の意見が示すように、そのような合理的予見がなされ、注意義務が存在し、その義務の違反がある場合には、注意が払われるべき者が危険を避けるべく支出をしたために実際に侵害が生じなかったとしても、その者にはその支出額によって算定される損害賠償金を得る権利があることが確立されている。したがって本件において、被告会社は、身体あるいは財産に

対する有形的損害ばかりでなく、純粋に経済的な損失を原告会社に与えようである、と考えるべきであった行為あるいは不行為を避けるように合理的注意を払う義務を、床張りを行なうに際して、原告会社に対して負っていた。

幾分問題となるのは、損失についての原告会社の主張である。その主張は、原告会社が良い床ではなく悪い床を得たということと、および、損失が床を張り替える費用であるということではない。しかしまた、原告会社の得た床の維持費が多額であり、床を張り替える方が安上がりであるとも主張されている。瑕疵ある床の維持費が適切な床のそれと比べて多大であるならば、必然的に、原告会社の営業はより低い利潤率で行なわれており、したがって経済的損失を被っていることになる。これは、原告会社との関係から、被告会社が、床張り工事に過失があれば発生しそうであると合理的に予見すべきであった種類の損失である。したがって被告会社は、床張り工事に過失がないように合理的な注意を払う義務を原告会社に対して負っていたのであり、その義務の不履行の予見可能な諸結果に対して責任を負う。これらの結果は、床の維持に要する多大な費用のために原告会社の営業がより低い利潤で行なわれていることを含み得るものである。原告会社が、そのような損失を軽減するために、床の張り替えに支出をするならば、その支出額は被告会社の責任を計

る基準となる。以上により、上訴を棄却する。

以上に述べた幾分狭い理由に基づき、原告会社勝訴との結論に至ったのはあるが、私は、本件がネグリジェンス法を拡大しようとするのに適した事件とは考えない。そのような拡大は私の見解では、法原理上誤ったものとなるべきいくつかの理由がある。第一に、本件において主張されている床張り材の変質を、ドナヒュー対ステイヴンソン事件判決（後出一三〇頁）の法原理内に直接的に入る責任を生ぜしめるような、原告会社の財産に対する損害とみなすことはできない。床張り材には最初から瑕疵が内在していた。被告会社は、ドナヒュー対ステイヴンソン事件判決における多数意見によって述べられ考慮された事柄の通常のいかなる意味においても、原告会社の財産に損害を与えてはいない。被告会社は原告会社に瑕疵ある床を供給したのである。そのような行為は、私が先に述べた見解に従って、一定の状況においてはネグリジェンスの責任を生ぜしめ得るものである。しかしながら、そのような行為は、単に、床が、瑕疵があるか、または、無価値であるか、あるいは、役に立たないので、取り替えが必要であるという理由では、ネグリジェンスの責任を生ぜしめるものとはならない。そのような責任が生ずると判示することは、広範な適用があるかもしれない

法原理に関する非常に困難かつ微妙な問題を生ぜしめることになる。つまり、必然的に、製品のいかなる製造者も、その製品が、製造過程における過失によって、何ら危害を加えそうでなくとも、品質上、最終購入者がそのために金銭を無駄に費やすほどに、役に立たないか、または、無価値であるか、あるいは、瑕疵あるものであるならば、その最終購入者に対して責任を負うことになってしまう。

そのような状況を網羅する一般的責任を導入することは、製品の製造者は、通常、出来映えに欠点が見られる部分の取り替えのみを保証し、結果として生ずるいかなる損失に対する責任をも排除する、限られた担保を最終購入者に与えているのが普通である、商業上の慣行を崩壊させるものとなってしまふ。製造者と末端消費者との間には契約関係がないのであるから、一般的責任を導入する法原理が認められたならば、製造者の責任を制限する余地は存在しないことになってしまう。そのような事態を招くことに伴う政策的考慮事由は、裁判所が適切に評価し得ないものであるように思われるし、また、そのような事態が商業および社会一般にとって利益となるか否かという問題は、私の見解では、立法府に委ねるべきものである。瑕疵ある製品の購入者は、通常、契約違反を理由として、売主を訴えることができるのであり、売主も、その製品の供給者に対して、対第

三者求償請求の訴を提起できるのであるから、したがって、法の現在の状態が、得られる救済方法の観点から不十分なものである、と言うことはできない。第二に、瑕疵があると主張されている製品が実際にそうであるか否かを判断されるべきところの品質標準を定めることには、非常な困難が生ずる。この点については、ブランドン判事の意見（少数意見）の中で充分に述べられており、同判事の見解に同意する。

以上に述べた諸理由により、上訴を棄却する。

(5) ブランドン判事（少数意見）

本件における原告会社と被告会社との間には契約関係がないのであるから、被告会社が原告会社に対して負っている注意義務が存在する唯一の根拠が、本院のドナヒュー対ステイヴンソン事件判決（後出一三〇頁）によって定立された法原理であることには疑いがない。同判決は動産の製造業者が末端消費者に対して負っている義務にのみ関連するものであり、要約すれば、他者によって消費されることが予定された動産の製造業者は、製造過程において合理的な注意を払い、動産が消費者の身体あるいは財産に有形的な損害を与えないような方法で消費されるようにする義務を負うというものである。

同判決は、アトキン判事（Lord Atkin）の意見に含まれたより広範な法原理に基づいており、その法原理は、換言すれば、

自己の側における不注意な行為あるいは不行為が、他者の身体あるいは財産に有形的侵害を与えるかもしれないことを認識し得るかあるいは認識すべき者は、すべてのそのような他者に対して、不注意な行為もしくは不行為を避けるように合理的注意を払う義務を負う、というものである。しかしながら、同判決において定立された注意義務は、他者の身体あるいは財産に有形的侵害を加える危険に基づくものであったことを理解することが非常に重要である。同判決が基礎とした広範な法原理の目的のためには、関連する財産が、有形的損害を与える危険を生ぜしめたまさにその財産以外の財産であることには疑いがない。

その法原理が本件には適用でき、その適用の結果は、被告会社は原告会社に対して、床張りにつき合理的な注意を払い、その床が完成し使用された場合には、身体あるいはその床自体以外の財産に、有形的損害を与える危険を構成しないようにする義務を負っていたというものである。本件においては、申し立てられている床の瑕疵が、現在においても将来的にも、身体あるいは床自体以外の財産に有形的損害を与える危険を構成するとは主張されていない。この種の主張がない限り、原告会社の主張は、何ら訴訟原因を明らかにしておらず、したがって不適当なものである。

本上訴の審理中になされた弁論の多くは、不法行為にのみ基

づく訴において、原告は身体あるいは財産に対する何らかの有形的損害とは別個の、純粹に金銭的な損失 (purely pecuniary loss) を回復できるか否かという問題に向けられていた。それが本件において決定されるべき問題であるならば、法原理上、また、個々の事件の諸事実によっても、純粹に金銭的な損失は不法行為にのみ基づく訴においても回復され得ることになる。二つの例が挙げられる。第一に、他者の過失ある陳述に依拠した結果として純粹に金銭的な損失を被った者の場合 (ヘドリー・バーン会社対ヘラー銀行事件、「比較法学」第一八巻第一号一〇三頁以下参照)、第二に、身体あるいは財産に対する損害の差し迫った危険を防止するかあるいは軽減するために相応に金銭的損失を被り、ドナヒュー対スティールソン事件判決 (後出一三〇頁) に基づく訴権を有する者の場合である。しかしながら、本件において決定されるべき法律問題は、不法行為にのみ基づく訴において、純粹に金銭的な損失を回復できるか否かではなく、被告会社が原告会社に対して負っている注意義務の範囲なのである。原告会社は、その主張を維持するために、ウィルバーフォース判事がアンズ対ロンドン・マートン市会事件判決 (前出「比較法学」第一五巻第一号六九頁以下参照) で述べた、ネグリジェンスを理由とする責任に関する広範な意見に依拠している。その意見とは、

「貴族院における、ドナヒュー対スティールソン事件 (後出一三〇頁)、『ヘドリー・バーン会社対ヘラー銀行事件 (比較法学) 第一八巻第一号一〇三頁以下参照)、『ドーセッ・ヨット会社対内務省事件 (比較法学) 第一五巻第一号八一頁以下参照)』の三判例を通じて見ると、いかなる場合に注意義務が発生するかについては、現在次の状況にある。この問題は二段階で考察されるべきである。まず第一に、原告と被告との間に、被告側の不注意が原告に損害を与えやすいほどに近い関係または隣人関係が存在すれば、一応の注意義務が発生する。第二に、注意義務が発生するとした場合には、その注意義務の範囲あるいは注意義務が払われるべき人の種類、あるいはその義務の違反が生ぜしめるであろう損害を、否定するか、そうでなければそれらをせよとせよとあるいは制限する理由が存在するか否かを考慮することが必要である。」というものである。

その法原理についての一般的意見を本件に適用すれば、第一の問題、即ち、注意義務を発生させるに充分な近接関係が存在するか否かという問題については、肯定的解答が得られる。実際、直接の契約関係がない場合において、現代の建築契約の下での建物所有者と、彼あるいは彼の建築業者が指名した下請人との間のもののほどの近接関係はない。しかしながら、第一の問

題が肯定的に答えられたとしても、第二の問題、即ち、存在する義務の範囲を制限する考慮事由が存在するか否かという問題を検討しなければならない。第二の問題に対しては、本件の諸事実に基づき被告会社が原告会社に対して負っている注意義務の範囲を制限する二つの重要な考慮事由が存在する。

第一の考慮事由は、ドナヒュー対ステイヴンソン事件判決（後出一三〇頁）自体あるいは同判決の法原理が適用された多くの判例においては、依拠された訴訟原因の本質的要素が、身体、あるいは、瑕疵ある状態が危険を生ぜしめるまさにその財産を除く財産、に対する有形的損害の危険の存在である、ということとは明示的に述べられているか、あるいは、当然のこととされている、ということである。本件で問題となっている種類の訴訟原因について、その本質的要素を不要にするとすれば、それは先例からの甚だしい離脱になる。第二の考慮事由は、原告会社が主張する注意義務の広範な範囲を、被告会社が主張するそのような義務の制限された範囲に取って代わるものとするような政策的理由は存在しない、ということである。当該注意義務の範囲に関する原告会社の主張を認めることは、実質的に何ら契約関係のない二者の間に、契約関係が存在する場合にのみ妥当する債務を創設することになってしまう。動産の製造業者あるいは元売りさばき人の場合には、彼は、末端消費者に対

して、合理的な注意を払うことによって、できる限り当該動産が商品性を持ちかつ目的に適合するようにされていることを担保する、という状況となってしまふ。本件のような下請人の場合には、彼は、建物所有者に対して、合理的な注意を払うことによって、できる限り床がいかなる瑕疵もなくかつ目的に適合するようにされていることを担保する、という状況となつてしまふ。契約関係が存在しない場合にこの種の担保を課すことは、政策的要求に反するものである。

原告会社が主張する注意義務の広範な範囲が認められる場合に生ずる困難な問題について考察することにする。契約関係にない者が作った製品に瑕疵があったとの申立が末端消費者によってなされた場合には、いかなる品質水準によって瑕疵の問題は決定されるであろうか。小売商から購入した動産の場合には、その水準は、小売商と卸売商との間の契約によって定められた水準ではあり得ないし、また、卸売商と元売りさばき人との間のものでも、元売りさばき人と製造業者との間のものでもない。なぜならば、そのような契約条項は末端消費者には知られていないからである。本件被告会社のような下請人の場合には、その水準は下請人と元請人との間の契約によって定められた水準ではあり得ない。なぜならば、建物所有者はその条項について多分知っているとしてみても、そのような契約の当事者ではないの

であるから、そこで定められた水準に依拠し得ないからである。したがって、いかなる水準によって、未端消費者が主張している瑕疵が判断されるか、という問題には、正当あるいは満足な解答が得られない。

右の見解に反して、瑕疵の問題が判断されることになる品質水準を証明するために契約が考慮され、たまたまその契約が、瑕疵ある製品または工事あるいはネグリジェンス一般に対する責任を免ずるか制限する約款を含むのであれば、不法行為を理由として訴えられた者は、その約款に依拠する権利があるはずである。このことが示しているのは、既存の不法行為法の望ましくない拡大によって、実際は契約上の債務であるものを課せうとすることの本来的な困難さである。逆に、被告会社によって主張されている注意義務の範囲が認められれば、瑕疵の水準には何ら問題はない。唯一の問題は、製品が、予定された方法で消費される場合に、身体あるいはその製品自体以外の財産に対する有形的損害の危険を生ぜしめるほどに瑕疵があるか否かである。

以上の理由で被告会社の上訴を認容する。

(以上 森川 功)

第二 関連判例

一 注意義務の存否を決定する一般的基本準を定立した事件

ドナヒュー対ステイヴンソン事件（原告勝訴）〔一九三二年五月二八日、貴族院判決〕（*McAlister (or Donoghue) v. Stevenson* [1932] A. C. 562; [1932] All E. R. Rep. 1, H. L.）

(1) 事実関係

本件はスコットランドの事件であり、原告の訴答における主張に拠ると、事実には次の通りである。

原告は友人と共にあるカフェへ行き、友人が原告の為にアイスクリームと一壺のジンジャー・ビールを注文した。店主が予めアイスクリームの入れられたタンブラーにジンジャー・ビールを注ぎ入れ、原告はその混合飲料の一部を飲んだが、原告の友人が残りのジンジャー・ビールを継ぎ足した時に、腐敗した蝸牛の残骸が出てきた。ジンジャー・ビールは不透明な壺に詰められており、そのような異物が混入していたことは、その時まで発見されなかった。その一部を既に飲んでしまっていた原告は、それを見てショックを受け、ひどい胃腸炎になった。こ

の罐は金属性のキャップで密閉されていたので、当該異物が製造過程で紛れ込んだことは明らかであり、また、ラベルには製造者としての被告の名が記されていた。

このため原告は被告のネグリジェンスを理由として損害賠償請求訴訟を提起した。

原告の主張するところに拠れば、消費が予定されかつ中味の検査ができない容器に入れられた物品の製造者である被告は、その物品の消費者である原告に対して、その物品には有害なものが含まれていないようにする注意義務を負っており、その義務に違反したのであるから、それから生じたいかなる損害に対しても責任を負う、とされた。

これに対して、被告は、本件のような通常の事件においては、製造者は契約による場合を別として消費者に対して何ら義務を負わないというのが一般原則であるから、原告の主張は被告の法的責任の根拠を明らかにしていないとの答弁を提出した。

スコットランドの第一審裁判所である民事高等法院 (Outer House, Court of Session) は、原告の主張を認め、主張されている事実の立証を原告に許すとの中間判決を下したが、スコットランドの民事控訴院第二部 (Second Division, Inner House, Court of Session) は、被告の異議を認め、当該中間判決を取り消し、原告の上訴を棄却した。これに対して原告は貴

族院に上訴した。

(2) 争点

原告の主張は、真実であるならば、訴訟原因を明らかにしているか否か、即ち、飲料の製造者は、配給業者または最終の購入者あるいは消費者が、検査によって瑕疵を発見することを妨げる状況において、配給業者に対してその飲料を売却するならば、その飲料には健康に害を与えそうな瑕疵がないように合理的な注意を払う何らかの法的義務を、最終の購入者あるいは消費者と契約関係にないにもかかわらず、それらの者に対して負っているか否か。

(3) 判決

争点につき積極的判断。原告の上訴を認容し、本件をスコットランドの民事高等法院に差戻す。(多数意見——アトキン判事 (Lord Atkin)、サンカートン判事 (Lord Thankerton)、マクミラン判事 (Lord Macmillan)、少数意見——バックマスタ判事 (Lord Buckmaster)、トムリン判事 (Lord Tomlin))

(4) 判決の要旨

(i) アトキン判事 (多数意見)

本件はスコットランドの法に従って判決が下されなければならないが、本件のような問題についてはスコットランドの法とイングランドの法とは同じであるので、そのことを基礎として

本件の争点について論ずることとする。いずれの法に拠っても、ネグリジエンスを理由とする損害賠償請求訴訟を維持するためには、原告は、被告が、その事件の諸状況から原告に対して負っていた、侵害を避けるように合理的な注意を払うべき義務に違反したために、自己が侵害を被ったことを証明しなければならぬが、本件では、法律問題として、主張されている諸状況において、被告が原告に対して注意義務を負っていたか否かが問題となっている。

注意義務を生ぜしめる当事者間の関係を定義し、かつ、一般的に妥当する意見を、イギリスの諸先例の中に見出すことは、極めて困難である。なぜならば裁判所は、実際の訴訟において問題とされる特定の関係を扱うのであって、そして、その事件の諸状況において注意義務が存在するか否かを述べれば充分であるからである。しかしながら、ヘヴン対ペンダー事件判決 (Heaven v. Pender (1883) 11 Q. B. D. 503) において、ブレット記録長官判事 (Brett M. R.) が注意義務についての一般的な法原理の論理的定義を試みており、この定義は、明らかに広範にすぎたものであったが、適切に制限が加えられれば、価値ある実際上の指針を提供し得るものであると思われる。

イギリス法においては、注意義務を発生させる関係についてのある一般的な概念が存在している。ネグリジエンスの責任は、

疑いもなく、義務に違反した者が責任を負わなければならない道徳上の違背行為に対する一般大衆の感情に基づいている。しかし、道徳的に非難される行為もしくは不行為は、實際上、それによって侵害を被ったすべての者に、救済を求める権利を与えるものとは限らない。原告となり得る者の範囲および救済方法の範囲を制限する法原則は、このようにして生ずるのである。隣人を愛すべしという原則は、法律上、隣人を侵害すべからずとなる。誰が私の隣人であるかという問いには、制限的な回答が与えられることになる。あなたは、あなたの隣人を侵害しそうであると合理的に予見し得る行為もしくは不行為を避けるために、相当の注意を払わなければならない。ところで、法律上、誰が私の隣人であるのか。答は次のようであると思われる。隣人とは、私の行為によってたいへん密接かつ直接的な影響を受けるために、私が問題とされる行為もしくは不行為を行なおうとする時に、そのような影響を受けるものとして相当の考慮を払うべき者である。これが、ル・リーヴル対グールド事件判決 (Le Lievre v. Gould [1893] 1 Q. B. 491, 497, 504) においてエッシャー判事 (Lord Eshe) 自身および A. L. スミス判事 (A. L. Smith L. J.) が導入した近接性の概念によって制限された場合の、エッシャー判事 (判決当時のブレット記録長官判事) によって定立されたヘヴン対ペンダー事件判決 (Heaven

v. Pender (1883) 11 Q. B. D. 503, 509) の法理であるように思われる。ル・リーヴル事件判決においてエシヤー判事は、「ヘヴン対ベンダー事件判決は、一定の状況の下ではある者が契約関係にない他の者に対して義務を負い得ることを確立したある者が、他の者あるいはその他の者の財産に対して近接関係にあるならば、前者には、後者の身体あるいは財産を侵害するかもしれないことを行なわないようにする義務が課せられる。」(at p. 497) と述べている。また A. L. スミス判事は、「ヘヴン対ベンダー事件判決は、ある者が充分な注意を払わなければ他の者に損害を与えるかもしれないほどに、前者の身体あるいは財産が後者の身体あるいは財産に対して近接関係にある場合には、充分な注意を払うべき義務が生ずる、という法原理に基礎を置くものであった。」(at p. 504) と述べている。このことは、近接関係という表現が、その意味において、単なる物理的な近接関係に制限されるものではなく、注意を払うべきであると主張されている者が、自己の不注意な行為によって直接的に影響を受けるであろう者として、認識しているであろうその者に対して、申し立てられている行為が直接的に影響を与えるような、密接かつ直接的な関係にまで及ぶものとして用いられているならば、私はそう意図されていたと考えるのだが、充分に真実を述べていると思われる。これがエシヤー判事の意図した

「近接関係」の意味であることは、ヘヴン対ベンダー事件判決における、動産売買に対するこの法理の適用についての同判事自身の説明から明らかである。同判事は、「これ(すなわち、述べたばかりの法原則)が動産を含むのは、その動産が一人または複数の特定の者あるいは一団の人々の内の一人によって即座に用いられるために供給される動産であって、その動産の供給者が考慮したならば、多分その動産が、存在するかもしれない何らかの瑕疵を発見する合理的機会もなく、そのような人々によって即座に用いられるであろうことが、その供給者にとって明らかであり、かつ、供給された動産が、その状態あるいはそれを供給する方法に関して通常の注意を払うことあるいは通常の技量を用いることを怠るならば、それを供給されかつ用いようとしている者の身体あるいは財産に対する危険を多分生ぜしめるような性質の動産である場合である。この法原則は、誰によってその動産が用いられるか、あるいは、その動産が用いられるか否か、あるいは、その動産が何らかの瑕疵を発見する手段が多分存在する以前に用いられることになるか否かを測ることができず、また、その動産が、その状態あるいはそれが供給される方法に関して注意または技量を欠くとしても、身体あるいは財産を侵害する危険を多分生ぜしめないような性質のものである状況の下で、その動産が供給される場合を含まな

こ」(at p.510)と述べている。特に注意すべきことは、エッシャー判事が、動産が「即座に用いられること」および「検査の合理的な機会もなく即座に用いられること」を必要条件として強調しているという事実である。これは、明らかに、時間の経過によって状態が変化する動産の可能性を排除し、そして、近接関係が、中間に入る者によって検査が合理的に行なわれ得る場合のもとより、訴訟を提起する動産の使用者によってそれが行なわれ得る場合でさえ、非常に掛け離れた関係になり得ることに注意を向けさせるものである。ル・リーヴル対グールド事件判決において説明された近接関係というこの必要な制限が加えられれば、ヘヴン対ペンダー事件判決におけるエッシャー判事の意見は、イギリスの法を表明していると思われる。その制限なくしては、同判決の多数意見が、同判事が述べた法原理を広範に過ぎるとしたのは、正当であったと思われる。問題とされている関係が、義務を生ぜしめるほど密接なものであるか否かを決定するのが困難である事件が発生するであろうことには疑いがない。しかし、本件においてはいかなる困難も生じない。製造者は、実際の消費者によって開封されるであろうことを自己が認識している容器に食品を詰めており、いかなる購入者によっても検査はなされ得ないのであり、消費者が合理的に前もって検査することもあり得ないのである。製造者は、過失によ

って、製造の過程で内容物に有害な物を混入させてしまっている。有害な物を混入された消費者は、過失のあった製造者を訴えても救済が得られないというのが、イングランドおよびスコットランドの法であると言われている。それが先例の検討から得られた結果であるならば、その結果は、法の重大な欠陥と考へるべきであるし、また、法原理に反するものであるから、そのような趣旨のいかなる判決にも従うべきではないと考へるべきである。諸先例がそのような状態であるならば、消費者は、製造者を訴えても救済が得られないばかりでなく、いかなる者を訴えてもそれが全く得られないことになる。なぜならば、主張されている諸状況においては、製造者のそれは別として、いかなる者の過失の証拠も存在しないことになるからである。そして、購入者でありかつ消費者である者の場合は別として、商品の適合性についての契約も担保も存在しないことになる。食品あるいは飲料以外の事例としては、洗浄を目的として売られる多様の形態の物品のような、消費者によって即座に使用されることが予定されている物品があるが、この場合にも同様の責任が存在しなければならぬ。下級審の判決によって支持された法理は、製造者の過失によって有害な物が混入した曇詰めビールやチョコレート消費することによって侵害を被った消費者に対してばかりでなく、無害であるべき特許売薬、軟膏、

石鹼、洗淨液あるいは洗淨粉の使用者に対しても、救済方法を否定するものである。一般的な家庭用品に限定すれば、製造者を含むすべての者は、それらの用品が、実際の最終購入者以外の者、即ち、その者の家族および被用者によって、そして、場合によっては客によって、使用されるであろうことを認識しているのである。イギリスの法が、その法原理について、文明社会の通常の要請と掛け離れたものであり、社会的な違法行為が明らかに存在する場合に法的救済を否定するほど、不健全な状態にあるとは思われない。調べてみれば、私が述べたばかりの諸状況において責任が否定されている事件はないことが見い出されるであろう。

私の意見では、本件のような事件において製造者が消費者に対して注意義務を負うという見解を支持するいくつもの先例があるが、直接的な先例は、ジョージ対スカイヴィントン事件判決 (George v. Skivington (1869) L. R. 5 Ex. 1) である。同判決において、ケリー首席判事 (Kelly C. B.) は、担保の問題は存在しないが、薬剤師が洗髪剤の製造における技量不足および過失を理由とする場合訴訟において責任を負うか否かについては、「購入者に対するそのような義務が存在したことには議論の余地がなく、そして、その義務は、私の判断では、(製造者でもある) 売主がその洗髪剤が誰のために購入されるのか

を知っている場合には、その者にまで及ぶ。」(at p. 3) と述べており、ピグott判事 (Pigott B.) およびクリズビー判事 (Cresshy B.) も同様の理由に基づき判決を下している。

危険物、あるいは、狭義には、それ自体で危険な物に関する義務について詳細に論ずる必要はあるまい。危険物であるか否かの区別は、法的権利の存否を区別するための論理上の区別であるならば、不自然なものである。ホッジ父子商会对英米石油会社事件判決 (Hodge & Sons v. Anglo-American Oil Co. (1922) 12 Ll. L. Rep. 183) においてスクラットン判事 (Scrutton L. J.) は、「個人的には、毒のようなそれ自体で危険な物と、一つの種類としては危険ではないが、過失ある組成によって特定の物として危険である物との間の違いは理解できない。どちらかと言えば、後者の方がより危険である。なぜならば、それは剣出しの狼ではなく羊の皮を被った狼であるからである。」(at p. 187) と述べている。事物の性質は、異なる程度の注意を要求するものであり、危険物を扱う者は、それ程危険ではない物の場合には彼と充分な近接関係にない者まで、自己の注意義務の範囲内にある者として考慮しなければならない。したがって、注意の程度ばかりでなく、注意が払われてしかるべき者の範囲も拡大され得る。しかし、これらはすべて一般的な法原理を述べているのである。自治領天然ガス会社対コリンズ

・アンド・パーキンス事件判決 (Dominion Natural Gas Co., Ltd. v. Collins and Perkins [1909] A. C. 640) に於いて、枢密院司法委員会のダニーディン判事 (Lord Dunedin) は、原告らと被告会社との間に契約関係が存在しないことを述べた後に、続けて「しかしながら、工事を行ない、機械を組み立て設置する者の場合には、義務関係が存在し得る。その義務がいかなるものであるかは、問題となっている物の内容によって異なる。しかしながら、装填された火器、毒物、爆発物、および、他の同種の物のような、それ自体で危険な物品の場合には、そのような物品を発送あるいは設置する者に、予防手段を講ずべき特殊な義務が課せられ、その際には必然的に、他の者は前者と近接関係にあることになる、と繰り返し判示されてきている。」(at p. 646)と述べている。この意見は正確に状況を要約し説明している。つまり、義務は契約とは別個に存在し得るのである。その存否は問題となっている物の内容に依拠する。しかし、右に列挙された物の種類においては、予防手段を講ずべき特別な義務が存在することは明らかである。このことは、そこにおいてのみ義務が存在する特別な範疇を創設することとは正反対のことなのである。

本件原告の訴答が、関連性を有する訴訟原因を明らかにしているという見解を採れば、スコットランドの法によってもイン

グランドの法によっても同様に、製品の製造者が、製品が彼のもとを離れた時の形態で、中間検査が行なわれる相当な可能性もなしに、末端の消費者のもとに達することを彼が意図していることを示すような形で、その製品を販売し、かつ、その製品の調製または貯蔵について相当の注意を欠けば、結果として消費者の生命あるいは財産に対する侵害が生ずるであろうことを認識している場合には、その製造者は消費者に対して右の相当な注意を払う義務を負う、という命題を肯定することになる。

この命題こそ、スコットランドもしくはイングランドにおいて、法律家でない者でさえも決して疑われないものである。この事項についての法は常識に適用ものである。

上訴を認容する。

(ii) バックマスター判事(少数意見)

本案を検討する前に、二つのことを述べておかなければならない。第一に、原告の主張は、詐欺ではなくネグリジェンスに根拠を置く不法行為にも基づくものである。第二に、本件の主題についてイングランドの法とスコットランドの法は同じである。したがって、イングランドの法にのみ基づき論旨を進めることとする。

適用されるべき法はコモン・ローであり、そして、コモン・ローの法原理は、法が定立された時に考慮されていなかった新

たな諸状況にも適合し得るものであるが、これらの法原理は、特定の価値ある主張がそれらの範囲外のものであるからといって、変更され得ないし、また付加も為され得ない。したがって、諸先例が原告の主張を支持するように解釈され得るか否かを検討することとする。

ウィンターボトム対ライト事件判決 (Winterbottom v. Wright (1842) 10 M. & W. 109) が本件に適用できる先例である。同判決は、何らかの物品の製造者が、その物品の過失ある組成によって侵害を被った第三者に対して、責任を負わないことを示しているように思われる。また注意すべきことは、同判決においてオルダーソン判事 (Alderson B.) が、「唯一の安全な法原則は、請求権を契約当事者に限するというものである。それを一歩越えれば、五十歩踏み出すべきでない理由がなくなる。」(at p. 115) と述べていることである。

ロングミード対ホリデイ事件判決 (Longmeid v. Holiday (1861) 6 Ex. 761) においてパーク判事 (Parke B.) は、「一個人と他の一個人との間における日常の取引において、非常に多くの注意が要求されているので、その性質上危険ではないが、通常の注意を払えば発見し得るとはいえ、全く知られていない隠れた瑕疵によって危険となり得る機械が、それを製造した者をも含むある者によって他の者に対して、賃貸されるかあるい

は無償で供与される (lent or given) ならば、前者が後者に対して、その機械の使用によって発生する損害について責任を負うべきである、というのは行き過ぎである。」(at p. 768) と述べている。同判事は「売却される」(sold) という語を用いなかったが、義務が、契約とは全く別個のものであり、第三者に対して負われているならば、物品が元の形態で与えられたのであろうと売られたのであろうと、結果は同じであるように思われる。製品の調製に注意を払うべき製造者の義務が存在したとしても、ジンジャー・ビールが売買によって製造者のもとを元の形態で離れたという本件の事実は、その義務に何ら付け加えるものではない。

ブラッカー対レイク・アンド・エリオット会社事件判決 (Blacker v. Lake & Elliot, Ltd. (1912) 106 L. T. 533) において、サマー判事 (Lord Sumner) は、「一般的な法原理として、『被告が、ある物品の製造あるいは修理につき、注意を払い技量を用いることをある者と契約し、それに違反するとしても、そのことは、それだけでは、瑕疵があることが明らかとなったその物品によって侵害を被った第三者に対して、何ら訴権を与えるものではない。』(at p. 536) と述べている。この原則に対しては二つの例外がある。それは、物品がそれ自体で危険である場合、および、それ自体では危険ではない物品が、何

らかの瑕疵あるいは他の何らかの理由によって、事実上危険であり、そのことを製造者が認識している場合である。しかしながら、本件はそれらの例外に当たらない。

ジョージ対スカイヴィントン事件判決においては、ラングリッジ対レヴィー事件判決 (Langridge v. Levy (1837) 2 M. & W. 519; (1838) 4 M. & W. 337) が原告の申立を支持するものとして用いられ、裁判官たちの判断に影響している。ケリー首席判事およびピゴット判事は、問題の物品が、購入者でない原告によって使用されるために購入されることを、被告が認識していたという事実を強調し、クリズビー判事は、ラングリッジ対レヴィー事件が詐欺を根拠として判決が下されたことを理解しながら、「ネグリジェンス」という語をもって詐欺に替えれば、ラングリッジ対レヴィー事件と本件との類似性は完全である。」(at p. 5) と述べている。しかしながら、そのような代用は為され得るものではないし、また、詐欺を理由とする訴は過失の立証のみによって維持され得ない。したがって、ジョージ対スカイヴィントン事件判決に従うことはできない。

ヘヴン対ベンダー事件判決におけるブレット記録長官判事の「……命題は、諸事情からある者が他の者に関して、次のような状況、すなわち、それらの事情に留意して自己の行為に通常の注意を払いかつ通常の技量を用いることを行なわないならば、

その他の者の身体あるいは財産に対する侵害の危険を生ぜしめることになる、ということ、通常の良識を有するすべての者が考慮したならば、即座に認めるであろうような状況に置かれる場合にはいつでも、そのような危険を避ける為に通常の注意を払い、かつ通常の技量を用いる義務が生ずる、というものである。」(at p. 509) という傍論は、「この法原理が不必要に広範なものであるという理由で、コットン判事 (Cotton L.J.) およびボウイン判事 (Bowen L.J.) が同意しなかったものである。したがって、ジョージ対スカイヴィントン事件判決、および、ヘヴン対ベンダー事件判決におけるブレット記録長官判事の傍論に関する限り、それらは、しっかりと葬り去り、それらの彷徨える魂が決して法を混乱させることがないようにすべきである。」

私の見解では、諸先例は原告の主張に反するものであり、そして、先例は別としても、いかなるコモン・ロー上の命題が、いかにして原告の主張を支持するように形成され得るかを理解することは困難である。

原告が主張するところの法原理は、何らかの物品の製造者あるいは修理者が、契約とは全く別に、その物品を合法的に用いるすべての者に対して、その物品が注意深く組成されたものであるようにする義務を負う、というものである。そして、その

法原理を考慮事由として、契約上のすべての権利は排除されなければならぬというのである。すなわち、最初の製造者から末端の消費者までの連続する段階において存在し得るような契約上の諸権利は重要ではないというのである。また、当該法理は、検査を行なうことが困難あるいは不可能である場合に限定されないというのである。しかし、この概念は、売買に対して適用され得る法理を、不法行為に対して誤って適用するものである。

不法行為についての法原理は、完全に、そのような考慮事由が適用される領域外にあり、そして、義務は、存在するものならば、製造された物品を合法的な諸状況において用いるすべての者にまで及ぶものでなければならない。契約によって当然のものとして、あるいは、制定法によって課せられている義務は別として、食品の製造者に付着する特別な義務は存在し得ない。そのような義務が存在するならば、それは、あらゆる物品の組成の場合に存在するものでなければならないように思われるし、また、それが住宅建築の場合に課せられるべきでない理由が理解できない。原告が主張する法原理が認められるとすれば、ジョージ対スカイヴィントン事件判決は例外として、その法原理に直接的に関連する事件において勝訴判決が下されてこなかったことはあり得ない。

事実につきねずみと蝸牛との違いがあるとはいえ、本件とはとんと区別され得ないマリオン対バー会社事件判決 (Mullen v. Barr & Co, Ltd. 1929 S. C. 461) において、アンダーソン判事 (Lord Anderson) は、「本件のような事件において、被告会社が物品をスコットランド中に広範に供給している場合には、被告会社の工場から出て行くすべての場の中身の状態について、被告会社が公衆に対して責任を負うものとすることは乱暴というしかないように思われる。そのような責任が被告会社に課せられるならば、被告会社が、調査をすることも答弁することも全くできない損害賠償請求に直面させられることは明らかである。」(at p. 479) と述べている。私は同判事の意見に同意するものである。

上訴を棄却する。

(以上 森川 功)

二 いわゆる「水門論」が認められた事件

アルトラメアーズ会社対トウーシェ事件 (原告一部勝訴) [一九三二年一月六日、ニューヨーク州上訴裁判所 (Court of Appeals of New York) 判決] (Ultramares Corporation v. Touche (1931) 255 N. Y. 170; 174 N. E. 441.)

(岡 孝「過失による不実表示」英米判例百選Ⅱ私法、別冊ジュリスト第六〇号四〇—四一頁参照。)

(1) 事実関係

一九二四年一月、被告公認会計士事務所(トゥーシュその他)は、訴外S会社(実質的にはS個人の経営)から、一九二三年一月三十一日現在の同社の財政状態を示す貸借対照表の作成とその監査を依頼された。三年来かかる依頼を受けていた被告は、ゴムの輸入・販売を営むS会社が、銀行等から多額の融資を受けていること、そして、同社の金融取引の際には、監査証明がなされた貸借対照表が、必要に応じて、銀行、債権者、株主、買主あるいは売主に提示されるであろうことを知っていた。したがって、監査が終了して貸借対照表が作成された時に、三二通のそのコピーもS会社に渡された。ただし、被告は、これらが具体的にいかなる者に提示されるか、あるいは、いかなる範囲の取引に利用されるかについては知らなかった。

同年三月、S会社から資金の貸付を依頼された原告アルトラメアーズ会社は、監査証明書が付された貸借対照表のコピー一通を受け取り、これを信頼して、貸付に応じた。ところが、当該貸借対照表によれば良好であるとされた会社の財政状態は、実際には、債務超過であった。被告は、不注意によって、約七

〇万ドルの架空の受取勘定が計上されていることなどを発見できなかったのである。

翌一九二五年一月、S会社は破産宣告を受けるに至った。

同年一月、数回にわたってS会社に貸付を行っていた原告会社は、被告の不実表示によって損害を被ったとして、(i)過失による不実表示、さらに(ii)詐欺を理由として、損害償賠請求訴訟を提起した。

第一審のニューヨーク州高位裁判所(Supreme Court)は、(i)(ii)の双方につき、原告敗訴の判決を下した。

第二審においては、(i)につき原告勝訴、(ii)につき原告敗訴の判決が下された(229 App. Div. 581; 243 N. Y. S. 179)。これを不服として、原告および被告が、ニューヨーク州の最高裁判所である上訴裁判所に上訴したのが、本件である。

(2) 争点

(i) 被告公認会計士は、依頼人が監査証明書を提示した原告に対して、当該証明書を注意を欠くことなく作成すべき義務を負っているか否か。

(ii) 被告は、原告に対して、詐欺を理由とする責を負うべきであるか否か。

(3) 判決(全員一致)

争点(i)につき消極的判断を下し、第二審判決を破棄し、原告

敗訴の第一審判決を認容する。

争点(ii)につき積極的判断を下し、原告敗訴の第一審および第二審判決を破棄し、再審理を認める。

(4) 判決の要旨 (カードッヅ首席裁判官 Cardozo C.J.)

(i) 争点(i)について

依頼人が監査証明書を提示した者に対して、公認会計士がネグリジェンスを理由とする責任を負うとすれば、不注意なあやまちもしくは失敗、すなわち、詐欺的な記帳でかくされている盗みや偽造を発見できなかったことによって、公認会計士には、不確定の人々に対する不確定の期間にわたる不確定の量の責任が負わされることになる。

(ii) 争点(ii)について

過失あるいは無分別は、詐欺とは同一ではなくても、詐欺の推定を支える証拠ではある。このことは、少なくとも過失が重大である場合には、そうである。

被告は、貸借対照表と帳簿の一致を証明するにあたって、実際にはそのことにつきなら認識していなかったにもかかわらず、自分の認識するところでは真正であると陳述した。そうであるならば、被告は証明を行なった際に、偽りのないもしくは誠実な信念へと通じる情報なしに行動したとされうる。

(以上 今井雅子)

ネグリジェンスと経済的損失

第三 解説

今井雅子

ジュニア書籍会社事件貴族院判決の概要は、そこにおいて引用されたイギリス、アメリカの関連諸判例とともに、以上に分析された通りであるが、ここで、契約関係になかった原告に、被告の不注意な行為から生じた純粹に経済的な損失の回復を認めた同判決が、いかなる評価を受けているかについて、イギリスの法律雑誌に掲載された三編の判例評釈(評釈者は、ジョーンズ、ジャフィ、およびバーマー・マードック)を拠り所として検討を加えることとする。(註は末尾に一括する。)

一 本判決の論理構造

被告下請会社は、原告の健康もしくは安全に対する危険または原告の他の財産に対する損害の危険を避けるべき義務を負っていることを認めてはいるが、床自体に対する損害、あるいは結果として生ずる経済的損失を避けるべき義務は負っていないと主張した。したがって、本件においては、被告が原告に対して負うべき注意義務の範囲が問題とされたのであるが、「純粹に経済的な損失」への注意義務の拡大をめぐって、次の二点が議論の対象とされた。

まず第一に、かかる義務の拡大を認めることによって、被告に際限のない責任、すなわち、「不確定の人々に対する不確定の期間にわたる不確定の量の責任」を負わせることになるという懸念が、従来有力な反対論として存在していることである。

政策的考慮に根ざしたこのいわゆる「水門論」(floodgates argument)に対して、ロスキル判事は、ときにはそれが適切である場合も存在するとしながらも、「今日、ネグリジェンスという法の範囲は、政策ではなくむしろ法原理を考慮することにより決定するのが最良である」と述べ、さらに、「この半世紀の間の法の発展の歴史は、水門論によって喚起された懸念には根拠がなかったことを示している」と付け加えている。また、フレイザー判事も、「単にどこかに境界線を引かなければならないという理由で、専断的かつ非論理的な境界線を引かせる」ことがあるとして、本件のような場合には、この理論は認められないとした。⁴⁾

第二に、注意義務が、瑕疵ある作業から損害が惹起されるのを防ぐべき義務から、作業自体に内在する過失を回避すべき義務へ、と拡大されるとするならば、製品の「質」に関する欠陥について製造業者の責任が問われるということになるが、そのような場合の適切な救済方法は、不法行為ではなく契約を理由とすべきであるという主張がある。少数意見のブランドン判事

は、こうした見解を採る立場から、かかる義務の拡大は、実質的に、ならん契約関係のない二者の間に、契約関係が存在する場合にのみ妥当する債務を創設することになるとして、本件において問題とすべきは、「製品が、予定された方法で消費される場合に、身体あるいはその製品自体以外の財産に対して有形的損害の危険を生ぜしめるほどに瑕疵があるか否か」であると述べている。⁵⁾これに対して、ロスキル判事は、適切な救済方法は契約を理由とすべきであるという、ドナヒュー対ステイヴンソン事件判決⁶⁾(前出一三〇頁参照)が下された一九三二年に終結した考え方が、半世紀を経たのちに再び登場することには賛成しかねるとして、「今日における適切な処理方法は、適切な救済方法が契約にあるべきか、それとも不法行為にあるべきかを問うことにあるのではなく、……まず第一に関連する法原理を確立し、それから、特定の事件がこれらの法原理の適用範囲内に入るかどうかを決定することにある」という見解を示した。⁷⁾

結局のところ、本判決が注意義務の発生に関して適用したのは、アンズ対ロンドン・マートン市会事件判決⁸⁾においてウィルバーフォース判事が述べた二つの基準であった。すなわち、「第一に、不法行為を行なったと申し立てられている者と損害を被った者との間に、自分の側の不注意が後者に損害を生ぜしめそうであることを前者が合理的に予見しているような、十分

な近接もしくは隣人関係が存在している——その場合には、一応の注意義務が発生する——か否か」については、全員一致で、この近接性の要件をみたしていると判断しており、特に多数意見は、原告は、床張りの専門家としての被告の技量と判断を信頼し、被告は、指名された下請人として、原告の信頼を知っていたにちがいないという、両者の間の「信頼関係」を強調した。そして、「もし第一の問題が肯定されたならば、次には、かかる注意義務の範囲、注意義務が払われる人の種類、あるいは義務違反が生ぜしめうる損害を、否定するかまたはせめたりあるいは制限したりすべきなんらかの考慮事由が存在するか否か」については、ロスキル判事は、これまで法はそのような回復を認めてこなかったのであるから、将来においてもそうすべきではないということが制限すべき十分な理由とはなりえないとして、それが、「この領域の法の発展への次の論理的一步」であると述べている。⁹⁾

二 評釈

以上のような貴族院の判決に対する全体的評価として、各評釈者は次のように述べている。

まず、ジョーンズは、注意義務が純粋に経済的な損失へと拡大されたことによって生ずるいくつかの問題点(後述一四六頁

ネグリジェンスと経済的損失

参照)が未解決のまま残されているために、将来どんな難問が待ちうけているかわからないとはいえず、本判決(とりわけロスキル判事)が、ネグリジェンス法の中で統一的な原理を見い出そうと意識的な試みを行なった点を積極的に評価する。¹⁰⁾すなわち、行為と言説に対する責任、そして、有形的損害と経済的損失に対する責任が、いまや同じ基準に照らして判断されようようになったというものであり、ほぼ同じ経緯をたどったものとして、精神的ショックに対する責任を身体傷害の他の形態に適用される法原理の仲間入りをさせた、同じ一九八二年のマクローリン対オブライエン事件判決¹¹⁾を挙げている。

次に、バーマール・マードックは、本判決を、AがBによる第三者Cとの契約の適正な履行を信頼することによって、Bには契約関係がないAに対する注意義務が生じうる、という見解についての最も主要な先例であると評価し、契約当事者ではない被害者の契約違反に対する諸権利を高めるばかりではなく、契約と不法行為との間の伝統的な区別に関して疑問を投げかけるものと分析する。そして、民事責任という観点から、契約上と不法行為上のいずれの義務も共通の淵源を有しうるし、また、それぞれの義務の範囲を確立するにあたっては相互に影響しうることを、制限的であるとはいえ認めた点に、本判決の重要性を見い出している。すなわち、伝統的な「契約の」領域におい

てさえ、経済的損失および期待利益の強行を認めることによって、契約が両当事者とは契約関係にない隣人に対する不法行為上の義務の発生源となりうる。しかも、その契約条項そのものが、典型的に（しかし、もはや排他的にはなく）「契約的」な方法で、不法行為上の義務を否定しあるいは制限することができるというものである。その一方で、本判決が、回復しうる経済的損失の態様、あるいは、かかる損失を回復するために原告が立証すべき特異性の程度に関してはほとんど解決の手がかりを与えていないと批判し、したがって、本判決の影響が、どこまで、そしてどの方向にむかってひろがるのか、明確ではないと指摘する。⁽¹²⁾

これに対して、ジャフィは、本判決を、実質的には、指名された下請人である被告が元請人との間でかわした約束は、原告のためになされたものとみなすことができ、契約関係の原理にもかかわらず、原告はかかる約束に基づいて被告を訴えることができるのと判示したものであると評価する。そして、ドナヒュー1対ステイヴンソン事件判決（前出一三〇頁）に依拠することによって契約関係の原則を避けて通ることは、不法行為と契約との間の区別を無視することであると批判する。この点について、ロスキル判事は、そのような批判は時代遅れのものであるとして、「今日における適切な処理方法は、適切な救済方法が契

約にあるべきなのかそれとも不法行為にあるべきのかを問うことにあるのではなく、……まず第一に、関連する法原理を確立し、それから、特定の事件がこれらの法原理の適用範囲内に入るかどうかを決定することにある。」と述べている。しかし、それにもかかわらず、契約と不法行為との区別は残っていて、たとえば、Xが、Yに対して、もしくはYのために、何らかの約束をしたことが先ず認定されることなく、XがYに損失を与えたとして責任を負わせることは不可能である事件を思い出させる、と批判する。⁽¹³⁾

ここで注意しなければならないのは、キース判事のアプローチである。同判事は、問題となっている損失は、単に原告がよい床ではなく悪い床を得たということだけではないことを強調しようとして、苦心している。そして、結局のところは、瑕疵のある床の維持費が多々であるために、原告会社の営業がより低い利潤で行なわれているならば、原告は、その損失を軽減するために、床の張りかえにかかる費用に対して損害賠償請求権を有すると述べているのであるが、この理由づけを疑問視する者は多い。たとえば、ジョーンズは、原告の損害のかかる定式化により、利益の喪失は確定することが合理的に可能であるから、製品の質に関する瑕疵を算定しうる基準の決定という困難な問題を回避することができるとする。しかし、経済的損失に対す

る製造者の一般的責任の導入が、このアプローチによりいかに避けられるのか説明されていないとし、いづれにせよ、営利行為を行なっている原告のみが、このような経済的損失を回復できることを意味するにすぎないと批判する⁽¹⁵⁾。また、ジャフィは、まず床がより良いものであるべきであったことが認められなければ、より少なくなつた利潤を損失としてみなすことができないのであると述べて、キース判事は、実質的には、ブランドン判事と同様に、本件被告下請会社は責を負わないと「正しく」主張していると分析する⁽¹⁶⁾。

三 本判決の影響と残された問題点

本判決の影響が、建築契約をめぐる建物所有者と下請人との間の関係からにはなれた領域にまで及ぶことは、当然に予測される。それでは、ドナヒュー対ステイヴンソン事件判決(前出一三〇頁)から半世紀の歳月を経た現在、ドナヒュー夫人は、ジンジャー・ビールの中味がただの水であつたという理由でステイヴンソンを訴えることができるであろうか。この点について、本判決は、純粹に経済的な損失に関する事件において、注意義務が発生するのに必要とされる近接性の範囲をきわめて制限的な文言で定義することによって、将来提起されるであろう訴訟に一定の枠をはめることに留意している。すなわ

ち、製造業者と末端消費者間の関係との区別を認めていないブランドン判事は別として、たとえば、フレイザー判事は、本件当事者間に存するきわめて緊密な近接関係を強調することにより、本判決の影響を当該事実関係に大きく依拠するものとした⁽¹⁷⁾。また、ロスキル判事は、十分な近接性の存在を認めるにあたつては、重要であると考えた八つの要素を特に列挙している⁽¹⁸⁾。さらに、近接性の概念と一八九三年動産売買法第一四条第一項との間の類似点を指摘するとともに、そこには、常にある程度の信頼性が含まれていなければならないとする。したがって、通常の商品取引においては、真の信頼は直接の売主に対してなされる⁽¹⁹⁾ことが明白であるから、製造業者と末端消費者との間には、近接性は容易には見い出せないとしているのである。

ロスキル判事の理由づけをゆきすぎであると批判するジャフィは、本判決により、作業に時間がかかりすぎた下請人、さらには、作業をまったく行なわなかつた下請人にまで、建物所有者に対する責任が負わされることになることを懸念する。また、ドナヒュー夫人が直接にジンジャー・ビールを購入したとすれば、その価値の減少分について製造業者の責任を問うことが可能であると考えているようであると指摘する⁽²⁰⁾。

一方、パーマー・マードックは、製造業者と末端消費者との間には、信頼性を基調とする近接関係が存在しないとするロス

キル判事の見解に対して、少人数の限られた使用者を相手としている専門家はいうまでもなく、宣伝という手段により自己の製品がすぐれた且つ望ましいものであることを強調し、消費者の信頼を得ようと働きかけている製造業者などにはあてはまらないことを指摘している⁽²¹⁾。

いずれにしても、特定された第三者に使用されることを知っている製造者により、製品が仲介者を通じて供給される場合のように、欠陥製品の製造者がジュニア書籍会社事件判決の適用範囲にはいることを否定できない場合が考えられうる。そのときには、注意義務拡大ののちも未解決のまま残されている次のような問題が提起されることは、さけられないであろう。

まず第一には、製品の質に関する瑕疵を理由として訴訟が提起される場合に、その適切な基準をどのように設定するかという問題がある。フレイザー判事は、危険な製品を製造しない義務は、原理上、その基準を確かめることが容易であるが、瑕疵のある製品を製造しない義務は、契約自体に言及することによってのみ判断されうる基準を設定すると述べて、この困難な問題にふれている⁽²²⁾。しかし、そのことは不法行為上の訴権の障害となるものではなく、不法行為訴訟の原告は、製造者と契約関係にある者（買手、元請人）よりも優位にたつことはないというにすぎないと考えているようである。

第二に、契約上の（あるいは他のなんらかの）基準により製品に瑕疵があるとされたとしても、不法行為訴訟を提起されることはないという免責条項を製造者が援用することが可能であるかという問題が生ずる。これに対して、ジョーンズは、契約当事者ではない者は契約条項に拘束されることはないとしてかかる援用を認めない伝統的見解は、とくに、かかる免責条項が当該状況のもとで合理的とされる場合には、被告にとって不公平であると述べる⁽²³⁾。この問題について、フレイザー判事は意見を述べることを留保しているが、ロスキル判事は、本件においては免責条項が存在していなかった事実を強調しながらも、ヘドリー・バーン会社対ヘラー銀行事件判決の例をひいて、適切な文言の条項が注意義務を制限する可能性を示唆している⁽²⁴⁾。

むすび

ジュニア書籍会社事件判決は、製品の品質上の瑕疵が、いかなる危険も惹起せしめるものではなく、単に製品の価値を減じているにすぎない場合でさえ、不法行為訴訟が提起されうるとして、原告に純粹に経済的な損失の回復を認めた。契約関係にある者にのみ妥当する製品の質の瑕疵に対する責任を、契約関係にない原告に対して負うものとした点について、ジョーンズ

は、ヘドリー・バーン会社対ヘラー銀行事件判決⁽²⁵⁾と同様に、不法行為よりも契約により近いものとみなされると述べているにすぎない⁽²⁷⁾。一方、ジャフィは、本質的には契約に関する事件であるという立場から、本判決のアプローチを厳しく批判している。これに対して、パーマー・マードックは、不法行為と契約との間の距離をせばめた点を積極的に評価するというように、本判決の位置づけは、現在の段階では、なかなか困難であるように思われる。

とはいえ、本判決が、純粹に経済的な損失の回復に関する法のこれからの発展にとって見過ごすことのできない一つの展望を示したことは、まぎれもない事実である。今後、本判決がのちの事件においてどのように扱われるかは、非常に興味深いところであるが、おそらく、裁判所は、判決の影響が直接及ぶ範囲を確定する際には、慎重にならざるをえないであろうし、また、注意義務が本件の強力な事実を越えて拡大されることのないように配慮するであろう。

ジョーンズは、本判決以後、契約書を起草する者は、新たに負わされることになったこの責任が免除されるような条項を書き入れようとかんに試みるであらうから、かなりの数の訴訟の結果が、彼らの努力次第で左右されるであらうと述べている⁽²⁸⁾。いずれにしても、本判決が、両当事者間の緊密な近接関係の存

ネグリジェンスと経済的損失

在という事実が大きく依拠したものであること、各判事の意見の間にかんがりの幅がみられること、そして、いくつかの問題点が未解決のまま残されていることを考えあわせると、本判決の確定的な位置づけは、今後の判例の蓄積を待たなければならぬといえよう。

註

- (1) ① Michael Jones, *Economic Loss—Expanding the Duty of Care*, 132 N. L. J. 1091 (1982).
- ② A. J. E. Jaffey, *Sub-contractors—Privity and Negligence*, 42 CAMB. L. J. 37 (1983).
- ③ Palmer, N. E. & J. R. Murdoch, *Expanding Contracts?*, 46 M. L. R. 213 (1983). (以後各評釈は、それぞれ Jones, Jaffey, Palmer and Murdoch としつゝ引用する。)
- (2) *Per Cardozo C. J. in Ultramares Corporation v. Touche* (1931) 174 N. E. 441, 444.
- (3) [1983] A. C. 520, 539, 545.
- (4) *Id.*, at 532.
- (5) *Id.*, at 552.
- (6) *Donoghue v. Stevenson* [1932] A. C. 562.

- (7) [1983] A. C. 520, 545.
- (8) *Ann v. Merton London Borough Council* [1978] A. C. 728. 「比較法學」第一五卷第一号六九頁以下参照。
- (9) [1983] A. C. 520, 546.
- (10) *Jones*, at 1092.
- (11) *McLoughlin v. O'Brien* [1983] A. C. 410.
- (12) *Palmer and Murdoch*, at 214, 219.
- (13) *Jaffey*, at 40.
- (14) [1983] A. C. 520, 536-7.
- (15) *Jones*, at 1091-2.
- (16) *Jaffey*, at 40.
- (17) [1983] A. C. 520, 533.
- (18) *Id.*, at 546.
- (19) *Sale of Goods Act* 1893. 現行法は、一九七九年動産売買法第一四条第二項である。
- (20) *Jaffey*, at 39.
- (21) *Palmer and Murdoch*, at 217.
- (22) [1983] A. C. 520, 533-4.
- (23) ジョーンズがこころ比較材料としてゐる、一九七七年不公正契約条項法 (*Unfair Contract Terms Act* 1977) 第二条第二項は、「……人は、条項もしくは通知が合理的の要件を満たしている場合を除き、自己の過失に対する責任を免かれもしくは限定することはできない。」と規定してゐる。
- (24) *Jones*, at 1092.
- (25) *Hedley Byrne & Co. Ltd. v. Heller & Partners Ltd.* [1964] A. C. 465. 「比較法學」第一八卷第一号一〇三頁以下参照。
- (26) [1983] A. C. 520, 546.
- (27) *Jones*, at 1092.
- (28) *Id.*

第二条第二項は「……人は、条項もしくは通知が合理的